

保護者の皆様へ

令和 7 年 8 月 15 日
こども若者局認定給付課

保育施設等の申込み・継続利用に関するお知らせ（自営業の方へ）

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、保育の必要性の事由が「就労（自営業）」に該当する方が保育施設等の利用申請または利用継続届出書を提出する際には、保育を必要とすることを証明する書類として「保育を必要とすることの申告書（証明書）」のみをご提出いただいていたのですが、令和 8 年度以降は、自営業の実態を証明する書類の添付も必要となります。

つきましては、下記をご確認のうえ、保育施設等の利用申請または利用継続届出書の提出時に、該当する書類を添付くださいますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 対象者

保育を必要とする理由が「就労（自営業）」に該当する方

2 適用時期

令和 8 年度の利用分から

3 提出書類

（1）事業主の方（いずれか 1 点以上）

① 開業している場合

- ・直近 3 か月分の事業収入が確認できる帳簿（収支内訳書等）の写し
- ・利用開始希望日から 6 か月以内の請求書、納品書、請負契約書等の写し
など、実態が確認できる書類

※ 開業から 3 か月以内の場合は、個人事業の開業届や営業許可書（証）等も可。

② 開業予定の場合

- ・店舗の賃貸借契約書の写し
- ・取引先との請負契約書の写し など、開業予定であることを証明する書類

（裏面へ続く）

(2) 専従者の方

- ① 上記(1)に示す書類(いずれか1点以上)
- ② 専従者として従事していることを証明する書類
 - ・事業主の直近の確定申告書(第二表)の写し
 - ・青色事業専従者給与に関する届出書の写し
 - ・事業主からの申立書 など

4 留意点

- ・「3 提出書類」で例示している書類のうち、(1)①の帳簿(収支内訳書)及び(2)②の事業主からの申立書については、仙台市ホームページにひな形や作成例を掲載いたします。以下のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

<仙台市ホームページURL>

- ・保育施設等利用に関する各種申請書様式ダウンロード

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/download/download.html>

